

# せいねんこうけんせいど 成年後見制度とは

認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない方は、財産管理や契約等の法律行為を一人で行うことが難しかったり、悪徳商法の被害にあうおそれがあります。このような方が不利益を被らないように家庭裁判所が援助者（後見人等）を選び、本人を法律的に保護し、支援する制度です。

## ポイント!

成年後見制度には「**法定後見制度**」と「**任意後見制度**」があります

### ほうていこうけんせいど 法定後見制度

すでに判断能力が不十分な場合に家庭裁判所に申立てをして、援助してくれる人を選任してもらう制度です。本人の判断能力の程度に応じて、**補助・保佐・後見**の3つの類型があります。

### にんいこうけんせいど 任意後見制度

判断能力が衰えた時に備え、あらかじめ任意後見人と後見事務の内容を公正証書で契約しておく制度です。

#### こうけん 後見

判断能力が欠けているのが**通常の状態**で、一人で日常生活を送るのが**難しい方**

#### ほさ 保佐

日常的な買い物程度は一人でできるが、**判断能力が著しく不十分な方**

#### ほじょ 補助

判断能力が**不十分で**、財産管理等を適切に行えるか**不安がある方**

## ポイント!

「法定後見制度」はすでに判断能力不十分な方が利用

かていさいぼんしよ  
**家庭裁判所に申立て**

「任意後見制度」は判断能力が低下した時に備える制度

こうせいしょうしよ  
**公正証書で契約**